

特許庁長官意見照会請求通知

令和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、関税法第 69 条の 7 第 2 項・第 9 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により特許庁長官の意見を求めますので、通知します。なお、関税法施行令第 62 条の 11 第 3 項（同令 65 条において準用する場合を含む）の規定により、当該申請に係る添付資料（別添）について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

令和 年 月 日